

請求する前にもう一度チェックしましょう！（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）

チェック1

事業所の所在地が離島等に該当しない場合に、通常の業務の実施地域における交通費の額を加算して報酬請求していませんか。

搬出入の費用は福祉用具貸与の報酬に含まれ、個別には評価しないのが原則です。例外的に、事業所の所在地が特別の地域に該当する場合には、通常の業務の実施地域における交通費の額を加算して算定できます。

チェック2

「通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額を適正に算出していますか。

交通費の額は最も経済的な通常の経路及び方法による場合の実費です。複数の福祉用具を同一利用者に一度に運搬する場合や、複数の利用者に一度に運搬する場合は、交通費の実費を勘案して合理的に算出します。

チェック3

月途中でサービスの開始及び中止を行った場合、日割り計算を行ったうえで報酬請求していませんか。

福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が1月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行います。ただし、当分の間は半月単位の計算を行っても構いません。

チェック4

特に必要性が認められないにもかかわらず、同一種目を複数貸与した場合に、それぞれについて報酬請求していませんか。

原則的に同一種目の貸与は1つに限られます。ただし、屋内用と屋外用で使用するために2つの車いすを貸与する場合など、当該利用者に必要性が認められる場合には複数の貸与も給付対象となります。

チェック5

取り付けに際し工事を伴う場合の手すりやスロープの取り付けについて、福祉用具貸与で報酬請求していませんか。

手すりやスロープの貸与は、取り付けに工事が伴う場合には福祉用具貸与の対象にはなりません。一定の要件に該当すれば、「手すりの取付け」や「段差解消」として住宅改修の対象となる場合があります。

チェック6

消費税が非課税扱いとなっている種目について、消費税を含んだ金額で単価を設定していませんか。

福祉用具貸与の種目のうち、身体障害者用物品に該当する種目については消費税が非課税となります。この場合、搬出入に要する費用は貸与価格に含まれているため、貸与価格全体が非課税の扱いとなります。

チェック7

利用者と数ヶ月にわたる継続的な契約を行っており、利用料を前払いで徴収する場合に、認定有効期間を超えた期間についても徴収していませんか。

福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに、利用者と対面する機会が少ないことから、前払いで数ヶ月分の利用料を徴収することが可能です。この場合でも、要介護認定の有効期間を超える分については前払いの徴収はできません。

チェック8

介護保険施設の入所者について、福祉用具貸与費を算定していませんか。

介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の入所者については、福祉用具貸与費の算定はできません。福祉用具の種目については原則的に施設側が備えることとなります。

チェック9

要支援1の者について特殊寝台や車いすの福祉用具貸与費を算定していませんか。

要支援1・2、要介護1の者に対する特定品目に係る福祉用具貸与費は、一定の状態像に該当する者を除き算定できません。一定の状態像にあたるか否かは認定基本調査の結果（該当する調査項目がない場合はサービス担当者会議等）で決定されます。

チェック10

福祉用具専門相談員による適切な相談援助なしに行った福祉用具の貸与について報酬請求していませんか。

福祉用具貸与は一定の資格を有した専門相談員により、利用者の心身状況やその置かれた環境を踏まえて適切な用具の選定、取付、調整を行ったうえで行うものです。これらのサービスなしに貸与した場合は報酬の算定はできません。

福祉用具貸与種目及び購入種目の消費税の取扱い

	種 目	課税状況	
福祉用具貸与	車いす 特殊寝台 体位変換器 歩行者 歩行補助つえ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	非課税	
	車いす付属品(注1) 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 手すり スロープ 認知症老人徘徊感知機器	課税	
	福祉用具購入	特殊尿器	非課税
		腰掛便座 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分	課税
		注1 付属品については、一体的に貸与されるものについては非課税。 注2 非課税となる品目については、それぞれ要件の指定がある。	

搬出入費の取扱いについて

介護保険の福祉用具貸与では、福祉用具の搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれることとされていることから、貸与する福祉用具が身体障害者用物品に該当する時は、貸与価格自体が非課税となる。

福祉用具専門相談員の資格

指定福祉用具貸与の提供にあたる次の者をいう。
保健師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 社会福祉士 介護福祉士 義肢装具士 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者もしくは都道府県知事がこれと同程度以上講習を受けたと認める者

特別地域加算

指定福祉用具貸与事業所が特別地域に所属する場合、交通費を加算する。
<p>【兵庫県における「特別地域加算該当地域」】</p> <p>【多可町】杉原谷村、旧八千代全町 【姫路市】旧家島全町、富瀬村、夢前山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。)及び夢前高長 【神河町】大山村、越知谷村、旧大河内町全町 【宍粟市】土万村、蔦沢村、染河内村、下三方村、三方村、繁盛村、旧波賀町全町、旧千種町全町 【佐用町】長谷村、石井村、久崎町、幕山村、三河村、旧三日月町全町、佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳久及び平松 【豊岡市】神美村、奈佐村、内川村、三椒村、奥竹野村、中竹野村、八代村、三方村、西気村、室植村、旧但東全町 【香美町】奥佐津村、長井村、余部附、旧村岡全町、旧美方全町 【新温泉町】大庭村、温泉町、八田村、赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋及び居組、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野 【養父市】建屋村、口大屋村、西谷村、旧関宮全町 【朝来市】糸井村、与付土村、旧朝来全町 【篠山市】畑村、城東村(後川村、福住村、大芋村)、草山村、北河内村、今田村(全町) 【丹波市】葛野村、神楽村、遠阪村、鴨庄村 【洲本市】上灘村、広田村 【南あわじ市】灘村、沼島村、伊加味村</p>
<p>【交通費の算出方法】</p> <p>最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本とする。</p> <p>実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬もしくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。</p> <p>実費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空路で運搬または移動する場合には航空費 ・水路で運搬または移動する場合には船賃 ・陸路で運搬または移動する場合には燃料代及び有料道路代(運送業者を利用して運搬した場合はその利用料)

要支援1、要支援2及び要介護1の者に対する算定の可否の判断基準

<p>要支援1、要支援2及び要介護1の者に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい品目については、原則として算定できない。</p> <p>使用が想定しにくい品目 「車いす」(付属品を含む) / 「特殊寝台」(付属品を含む) / 「床ずれ防止用具」 / 「体位変換器」 / 「認知症老人徘徊感知機器」 / 「移動用リフト」</p> <p>ただし、下記の状態像に該当する者については算定可能である。</p>
<p>【車いす(付属品含む)】 次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的に歩行が困難な者 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
<p>【特殊寝台(付属品含む)】 次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的に起きあがり困難な者 日常的に寝返りが困難な者
<p>【床ずれ防止用具・体位変換器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的に寝返りが困難な者
<p>【認知症老人徘徊感知機器】 次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 移動において全介助を必要としない者
<p>【移動用リフト(つり具の部分を除く)】 次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的に立ち上がりが困難な者 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 生活環境において段差の解消が必要と認められる者